

福島第一原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟（山形地裁） 判決の概要

1. 事案概要

(1) 原告：730名

(2) 概要

東日本大震災及びそれに引き続く福島第一原子力発電所（以下「本件原発」という。）から放射性物質が外部に放出された事故（以下「本件事故」という。）の発生時に福島県内に居住等していた原告らが、本件原発を運営していた被告東電に対して、主位的に不法行為の損害賠償請求権に基づき、予備的に原賠法3条1項に基づき、また、被告国に対して、国賠法1条1項に基づき、本件事故によって被った損害（慰謝料）は各原告について2000万円になるとして、そのうち1000万円及び弁護士費用100万円の合計である1100万円の支払等を求める事案

2. 判決概要

(1) 被告東電、被告国の責任について

ア 被告東電の責任について

・被告東電が、原告らに対し、原賠法3条1項に基づき損害賠償責任を負うこと自体は争いが無い。他方、原賠法は民法の不法行為に関する規定の特則であり、原子力損害の賠償に関しては、民法709条等の適用が排除されるどころ、本件は、原子力損害の賠償に関する事案であるから、民法の不法行為に関する規定の適用はなく、原告らの被告東電に対する不法行為の損害賠償請求権に基づく請求は、いずれも理由がない。

イ 被告国の責任について

・原告らの被告国に対する国賠法1条1項に基づく請求は、いずれも理由がない。

(2) 損害の有無・額について

ア 本件事故の結果、政府の指示等によりその住居からの避難を余儀なくされ、その後も帰還を制限された者は、本件事故によって居住・移転の自由を侵害されたといえる。また、政府の指示等はなかったとしても、その当時の事情を考慮して、通常人であればその場に留まることを選択することはなかったといえるような場合については、居住・移転の自由の侵害があったといえる。

そして、誰であっても、自己の選択した生活の本拠及びその周辺の地域コミュニティにおける日常生活の中で人格を発展、形成しつつ、平穏な生活を送る利益（以下「平穏な生活を送る利益」という。）を有しているところ、この平穏な生活を送る利益は法的な保護に値するものといえ、その侵害に伴う精神的苦痛も、賠償の対象とされるべきである。

居住・移転の自由及び平穏な生活を送る利益の侵害の有無及びその程度は、本件事故が発生した時点における住所地又は滞在地（以下「発生時住所地等」という。）によって異なり得るから、原告ごとに区別して判断する。

- イ 発生時住所地等が福島県双葉郡富岡町及び大熊町にある原告らについて
- ・上記原告らは、居住・移転の自由及び平穏な生活を送る利益を侵害されている。
 - ・上記原告らに支払われるべき慰謝料の額は、被告東電が既に弁済した1450万円又は1454万円を超えることはなく、上記原告らの被告東電に対する損害賠償請求権は、弁済により消滅している。
- ウ 発生時住所地等が福島県伊達郡川俣町にある原告らについて
- ・上記原告らの居住・移転の自由の侵害があったとはいえないが、本件事故によって平穏な生活を送る利益を侵害されたといえる。
 - ・上記原告らに支払われるべき慰謝料は、原則として被告東電が公表している賠償基準の額である8万円を超えることはなく、放射線に対する感受性が高いといわれている子ども及び妊婦についても、被告東電が公表している賠償基準の額である一人当たり最大で48万円を超えることはない。そして、平成24年9月1日以降に出生した者については、賠償されるべき精神的苦痛を被ったと認めることはできない。
 - ・上記の基準に従って算定した慰謝料額は、いずれの原告についても被告東電が既に弁済した額を超えないから、上記原告らの被告東電に対する損害賠償請求権は、弁済により消滅している。
- エ 発生時住所地等が福島県南相馬市にある原告らについて
- ・上記原告らは、本件事故発生時に発生時住所地等に滞在していただけの原告1名を除いて、継続的に居住・移転の自由及び平穏な生活を送る利益を侵害されたといえる。
 - ・上記原告らに支払われるべき慰謝料の額は、被告東電が既に弁済した額を超えることはないから、上記原告らの被告東電に対する損害賠償請求権は、弁済により消滅している。
- オ 発生時住所地等が福島県伊達市にある原告らについて
- ・おおむね上記ウと同様の判断が妥当する。
 - ・上記ウの基準に従って算定した慰謝料額は、いずれの原告についても被告東電が既に弁済した額を超えないから、上記原告らの被告東電に対する損害賠償請求権は、弁済により消滅している。
- カ 発生時住所地等が福島県福島市、いわき市、郡山市、須賀川市、相馬市、二本松市、本宮市又は桑折町にある原告らについて
- ・おおむね上記ウと同様の判断が妥当する。
 - ・上記ウの基準に従って算定した慰謝料額は、一部の原告について被告東電が既に弁済した額を超えるから、これらの原告の請求については、当該超過額及び弁護士費用（当該超過額の1割）の支払を求める限度で理由があり、その余の原告らの被告東電に対する損害賠償請求権は、弁済により消滅している。
- キ 発生時住所地等が福島県会津若松市にある原告らについて
- ・上記原告らが本件事故によって何らかの権利利益を侵害されたということではできず、その請求にはいずれも理由がない。
- ク 原告らの被告東電に対する原賠法3条1項に基づく請求は、上記カの原告らの一部について、各8万8000円の支払を求める限度（合計44万円）で理由があり、その余はいずれも理由がない。